

持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針

令和 7 年 3 月

帯広市市民活動課

1 目的

地域コミュニティの中核を担う町内会は多岐にわたる活動を通じて、自らの地域の住みよい環境づくりに貢献しているほか、行政との連絡や公共施設の維持管理等の行政の補完的な機能も担ってきたところであるが、少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化などを背景に、加入率の低下や役員の固定化・高齢化、コロナ禍以降の活動の停滞など、様々な課題を抱えている。

このため、町内会がよりよい地域づくりにつながる自らの活動を持続的に行えるよう、帯広市町内会連合会（以下、「市町連」という。）の「町内会のあり方検討会報告書」等を踏まえ、取組方針を策定するもの。

2 町内会と市の関係

（１）経過

現在、町内会が行っている広報紙の配布をはじめとする市の補完的業務については、昭和 44 年に開催された全市町内会長会議において「地域住民の利益向上に結びつく事と情報は、積極的に受けて活動する」という姿勢が確立され、今日に至っている。

【全市町内会長会議（昭和 44 年）で確認された事項】

- ・ 行政委員（広報配布委員及び衛生委員等）制度は廃止し、その業務を町内会が引き受ける。
- ・ 行政委員に要した経費は、これに上積みし、町内会活動費として各町内会に交付する。

（２）町内会の現状

町内会加入率は、全市町内会長会議が開催された昭和 44 年には 94%だったが、その後一貫して低下しており、令和 6 年度は 58.1%となっている。

こうした状況を受け、加入者一人ひとりの役割が増え、それを負担に感じ、さらに町内会を敬遠する傾向が強まるという状況となるなど、これまで町内会が担ってきた様々な活動の継続が困難となってきた。

また、さきを実施した町内会アンケートによると、加入率の低下に伴い、役員のなり手不足が顕著となり、「会議等への出席が負担となっている」町内会長が 46.0%となっているほか、未加入者が町内会に加入しない理由として「役員になりたくない」が 47.0%となっている。さらに、町内会の役割として担ってきた市の補完的業務への協力を負担に感じている町内会が 3～5 割程度見られている。

(3) 町内会の役割と市との関係

町内会未加入者へのアンケート結果では、働く世代を中心に、「忙しく活動に参加できない」との回答が43.3%あるほか、「町内会に加入しなくても困らない」という回答が半数以上、「近所付き合いがわずらわしい」という回答が3割を超えるなど、町内会活動に意義を感じていない状況が見られている。

一方で、地域で安心して快適に暮らしていくためには、地域課題の解決をはじめ、災害時の助け合いや地域の見守りなどを行う身近なコミュニティが必要であり、市としては、これからも町内会は大切な役割を担うものと考えている。

町内会は、それぞれの地域に住んでいる人々がふれあいの場をつくり、助け合い、支え合いながら、快適で住みよいまちをつくるために組織された自主的な団体であり、その活動は多岐にわたり、防災、防犯、環境美化、親睦交流などのほか、行政と連携し、広報紙の配布や公園・ごみステーションの管理なども行われている。しかしながら、町内会の現状を踏まえると、多くの町内会において、市の補完的業務を担うことができる状況にはないと考えられることから、今後も町内会が持続的な活動を行うことができるよう、速やかに市の依頼業務の見直しを行い、町内会の負担軽減を図るとともに、町内会活動への支援を行う必要がある。

【町内会と市との関係性】

町内会の自主的な活動	・ 互助・共助につながる地域づくりの役割 親睦活動など
	・ 個人では解決困難な地域課題に取り組む役割 地域課題の解決など
	・ 地域と行政をつなぐ役割 地域の声を行政に伝える活動など
	・ 住みよい地域をつくるための役割 防災・防犯・見守り・環境美化活動、ゴミステーションの管理など
	・ 情報を地域に伝える役割 広報紙の配布、市からのお知らせなどの回覧など
市からの依頼に基づく活動	・ 地域住民としての役割 各種会議への出席、各種委員の推薦など

3 今後の取組方針

(1) 町内会の負担軽減（市民活動課、関係課）

町内会の負担軽減を図るため、市から町内会に依頼している業務等について、他の手法に変更するなど、業務の見直しに向け関係課と連携して検討を行う。

なお、検討にあたっては、町内会毎の状況が異なることから、様々な視点で検討を行う。

①見直しを要する業務

さきに実施した町内会長アンケートの負担感の大きさを参考に、見直しを要する業務について優先順位を整理した。

以下を基本として事業の存廃を含めて見直しを行い、可能なものから速やかに着手する。

【見直しを要する業務】

		業 務 の 負 担 感	
		大 き い	小 さ い
見 直 し の 困 難 度	低 い	A 最優先で対応する業務【今年度中に着手】 【負担感② 47.0%】 市などが主催する会議等への出席 （市民活動課、関係課）	B 優先して対応する業務【R7年度から実施】 【負担感⑥ 37.7%】 市からのお知らせ等の回覧 （市民活動課、関係課）
	高 い	C 計画的に対応する業務【R8年度以降実施】 【負担感① 64.9%】 公園等の維持管理（みどりの課） 【負担感③ 46.3%】 花の植栽等の緑化活動（みどりの課） 【負担感④ 45.8%】 広報紙の配布（広報広聴課） 【負担感⑤ 44.5%】 ごみステーションの維持管理（清掃事業課）	D 今後検討を要する業務【今後対応を検討】 【負担感⑦ 37.5%】 河川や町内の清掃活動（環境課） 【負担感⑧ 35.3%】 コミュニティ施設の維持管理 運営委員会関係（市民活動課、農村振興課）

※ 防犯灯の維持管理（市民活動課）は令和8年4月から市が行う予定。

※ 困難度が高い業務（多額な予算を伴う業務や、業者や関係機関等との調整に時間を要する業務）

A 最優先で対応する業務

市などが主催する会議等への出席（各種審議会等会議への委員就任及び出席依頼）

町内会では、各種委員や役員が同一人に重複していることも多く、大きな負担となっていることから、原則として、次の基準に基づき、委員就任依頼等の見直しを行う。

ただし、町内会毎の状況が異なることから、町内会の考えを優先するものとする。

(ア) 適用範囲

市が主催する審議会等

(イ) 見直し方法

住民の代表として意見を聴く場合は、原則、公募や他団体からの推薦とする。

B 優先して対応する業務

市からのお知らせ等の回覧

現在、市町連を通じて、各課からの回覧依頼文書を年5回程度町内会に送付しているほか、必要に応じて、関係課からも個別に回覧文書を送付しているが、町内会加入率が6割を下回る中、回覧によって地域内すべての方への周知はできないほか、町内会の大きな負担の要因ともなっていることから、各種文書の回覧依頼は原則廃止する。

【原則廃止する文書】

- ・ 広報おびひろに掲載し周知を行うもの
- ・ 庁外団体、外郭団体、指定管理者などの事業で、市が直接主催しないもの
- ・ 学校や警察など関係機関からの情報提供
- ・ 地域内での工事、イベント等の周知を行うもの

C 計画的に対応する業務、 D 今後検討を要する業務、その他の業務

Cについては、令和8年度以降実施できるよう、Dについては実施の可否を含め今後対応を検討する。

また、これら以外の業務についても、町内会において課題等が生じている業務については、関係課と連携して見直しの検討を行うものとする。

② 対象業務一覧

	部室課名			業務名	対応方針
1	政策推進部	広報秘書室	広報広聴課	広報おびひろの全戸配布	C 計画的に対応する業務
2	市民福祉部	地域福祉室	市民活動課	市などが主催する会議等への出席	A 最優先で対応する業務
3				市からの一斉発送物の送付	B 優先して対応する業務
4				コミュニティ施設の維持管理	D 今後検討を要する業務
5				防犯灯の維持管理	※ R 8 年度から実施予定
6	農政部	農政室	農村振興課	コミュニティ施設の維持管理	D 今後検討を要する業務
7	都市環境部	都市建築室	住宅営繕課	市営住宅の維持管理	D 今後検討を要する業務
8			道路維持課	北栄・啓北グリーンロードの維持管理	C 計画的に対応する業務
9				道路愛護組合（川西、大正）	D 今後検討を要する業務
10				農村部パートナーシップ除雪業務委託	D 今後検討を要する業務
11		環境室	環境課	全市一斉河川清掃 ※市町連事業	D 今後検討を要する業務
12				町内清掃 ※市町連事業	D 今後検討を要する業務
13			みどりの課	街区公園の維持管理	C 計画的に対応する業務
14				チビッ子広場の維持管理	C 計画的に対応する業務
15				フラワー通り整備	C 計画的に対応する業務
16			清掃事業課	ごみステーションの設置、維持管理	C 計画的に対応する業務
17	上下水道部	技術室	下水道課	西 1 3 条緑の小径、フシコベツ花の小径の維持管理	C 計画的に対応する業務

（２）町内会の活動支援（市民活動課）

町内会が自主的に行う活動に対して、効果的・効率的な町内会運営に向けた支援を行うほか、町内会の必要性をわかりやすく市民に伝える方法を検討するなど、町内会活動に必要な支援を行う。

①町内会の相談対応の強化

解散や合併などをはじめ、きめ細かい相談にも対応できるよう、町内会担当職員による相談体制を強化するほか、職員による出前相談対応の周知を行う。また、外部専門家の派遣など他自治体での取り組み状況を参考に検討を行う。

【具体的な取り組み】

- ・職員による相談体制の強化

②企業との連携

公益社団法人北海道宅地建物取引業協会帯広支部との協定による町内会加入促進の取り組みをはじめ、町内会活動に積極的に協力する事業者を市が認定する制度を創設するなど、関係機関や企業等との連携を進める。

【具体的な取り組み】

- ・公益社団法人北海道宅地建物取引業協会帯広支部との連携
- ・（仮称）町内会協力事業者認定制度の創設

③ＩＣＴの活用促進

適時適切な情報共有や役員の負担軽減のほか、スマートフォンなどのデジタル機器に慣れ親しんだ若い世代へのアピールを行うため、SNS 等を活用した情報発信や情報共有の手段について検討を行う。

【具体的な取り組み】

- ・初心者向けスマートフォン教室の開催（市町連と共同）
- ・ＩＣＴ技術による情報共有の試行的実施（市町連と共同）
- ・電子回覧板の導入検討

④町内会の意義や重要性の理解促進

町内会の役割や具体的な取組内容など、町内会の必要性をわかりやすく市民に伝える方法を検討するほか、女性役員の登用を促進するなど、町内会の加入促進や役員の担い手の確保を行う。

【具体的な取り組み】

- ・町内会の必要性についての市民周知の手法検討
- ・町内会加入促進の取組強化（チラシ、SNS等の活用）
- ・女性役員登用の促進

(3) 自治活動費交付金の見直し（市民活動課）

市の依頼業務の見直しや、町内会の現状を踏まえ、町内会の意見も聴取しながら、令和7年度中を目途に自治活動費交付金のあり方について検討する。

4 今後のスケジュール

取組内容		令和6年度	令和7年度	令和8年度～
負担軽減	A 最優先で対応する業務 【今年度中に着手】	実施		
	B 優先して対応する業務 【R7年度から実施】	検討	実施	
	C 計画的に対応する業務 【R8年度以降実施】	検討		検討の上実施
	D 今後検討を要する業務 【今後対応を検討】	検討		
活動支援		検討	実施	
自治活動費交付金の見直し		検討		実施